



米沢市報道資料

令和7年度米沢市立病院事業会計決算における資金不足の発生について

令和8年8月18日
市立病院総務課

電話 22-2450(内線2460)

令和7年度米沢市立病院事業会計決算において、地方財政法による資金不足比率が10%を超える見込みとなったため、今後の起債手続に生じる影響のほか、解消に向けた今後の取組みについて下記のとおりお知らせします。

記

1 2種類の資金不足比率

根拠法	基準	基準超過時
地方財政法 (地財法)	起債許可制限基準 ※資金不足比率 10%以上	起債手続が「協議制」から「許可制」に移行する。 ・起債する場合に資金不足等解消計画を策定し、知事の許可を受けなければならない。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律(健全化法) ※監査委員の審査に付すもの	経営健全化基準 ※資金不足比率 20%以上	経営健全化団体となる。 (1) 経営健全化計画の策定(議会の議決)・知事への報告・公表が義務付けられる。 ※ 毎年度における計画の実施状況の議会・知事への報告・公表 (2) 早期健全化が著しく困難と認められる場合、知事の勧告があり、公表される。

2 令和7年度米沢市立病院事業会計決算における資金不足比率

(1) 2種類の資金不足比率の計算方法及び令和7年度における数値は、次のとおりである。

区分	計算式	令和7年度
地財法による資金不足比率	資金不足比率＝資金の不足額／事業の規模×100	15%弱 (見込み)
健全化法による資金不足比率	資金不足比率＝資金の不足額※／事業の規模×100 ※解消可能資金不足額(経営改善推進事業債等)を控除	0%

(2) 地財法による資金不足比率が、起債許可制限基準の10%を超えると、令和8年度に起債する場合に資金不足等解消計画を策定し、知事の許可を受けなければならない。

3 資金不足等解消計画の策定スケジュール(案)

令和8年度における医療機器の更新・修繕等に要する費用に充てるための起債の許可に向けたスケジュールは、次のようになる見込みである。

7月～11月	県の助言の下で資金不足等解消計画案を作成
12月	起債計画書と併せて資金不足等解消計画を県へ提出
1月～2月	議会への報告
3月	県からの起債許可

4 資金不足の主な要因

建設当時の経営計画の見通しが不十分であった。主なものを以下に掲げる。

(1) 患者数

救急や手術を市立病院に集約したが、急性期患者の伸びが大きくなかった。

維持透析や人間ドックを機能移転し、外来収益やその他医業収益が大きく減少した。

他の病院や高齢者施設などとの連携、救急隊との連携について、十分に機能しないところがあった。

(2) 物価高騰・人件費上昇

診療報酬改定などもあり、医業収益全体の増が図られた一方、想定外の物価高騰や人件費上昇により、費用の増加が収益の増加を上回り、3年連続で純損失を生じた。

診療材料等の費用抑制に努めたが、世界情勢の不透明な状況が続き、費用増加の歯止めを掛けることが困難であった。

人件費については、令和7年度の人事院勧告等が大幅アップ改定となり予想外の増額となった。

(3) 新病院開院に伴う費用の掛かり増し

新病院開院後、医療機器の保守や診療材料の購入に係る経費が当初見込みよりも大幅に増加した。

民間資源を活用し建設費の抑制に効果を上げたアメニティセンターのランニング経費の賃借料等が当初の想定を大きく上回った。

5 今後の経営改善に向けた取組について

(1) 24時間365日の救急受入れ徹底に取り組み、市民に寄り添った病院として地域のニーズに応える。

① 当番医師がスムーズに判断することができるよう、入院目安を明確化する。

② 入院早期から退院後の生活を見据えた質の高い医療とケアを提供する。

③ 救急搬送前に受入れ不可と判断した事例などをリスト化し、定期的に検証・改善を図る。

④ 管内の他の病院や高齢者施設等との連携を強化し、急変時の受入れや回復後の転院の円滑化を図る。

(2) 医療の質を維持することを前提とし、雇用を守りながら経費削減に継続的に取り組む。

① 人員の更なる効率的配置を図り、採用人員の適正化を図る。

② 委託の仕様の見直しや、廃止、DX化等を推進し、業務改善を図る。

③ 診療材料の規格や運用方法、室料等について見直す。

6 令和8年度以降の経営動向

令和8年度の経営状況は、令和7年度にも増して厳しくなり、現状のまま推移すれば、地財法による資金不足比率は、さらに大きくなる。

健全化法による資金不足比率も令和9年度以降に20%を超える可能性もあり、この場合、経営健全化計画の策定が義務付けられる経営健全化団体となり、法に基づく経営健全化に取り組まなければならない。

病院として経営改善の取組を進めていくが、現在の医療を取り巻く厳しい環境の中では、病院単独の努力ではこの状況を解消することが難しいため、今後も地域中核病院として地域が必要とする医療提供体制を維持できるよう、市の財政当局とも連携しながら経営改善に取り組んでいきたい。